

「明石市中小企業奨学金返済支援事業補助金」について

本市では、地域の産業や経済の振興を図るため、中小企業・中小事業者（以下「中小企業等」という。）への支援などに取り組んでいます。

その取組の一環として、市内の中小企業等の人材確保や勤労者支援に加え、若年者の地元就職の促進を図るため、若手従業員の奨学金の返済を支援する中小企業等に対して補助を行う「明石市中小企業奨学金返済支援事業補助金」を下記のとおり実施しようとするものです。

記

1 事業の概要

項 目	内 容
補 助 対 象 者	兵庫型奨学金返済支援制度補助金（以下「県補助金」という。）の対象となっている市内に本社又は本店を置く中小企業等
補 助 対 象 従 業 員	下記のすべてを満たす者 (1) 正社員である者 (2) 申請時及び実績報告時に、同一中小企業等の市内事業所に勤務し、市内に住所を有する者 (3) 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務がある者 (4) 40歳未満の者（申請年度末（3月31日）時点で39歳以下の者）
補 助 期 間	5年間（補助対象従業員1人につき） ※兵庫県が定める認定を取得している企業は、最大17年間まで延長可能
補 助 金 額	上限3万円／年（補助対象従業員1人につき） ※中小企業等が奨学金返済支援のために支給した手当等の支給額から県補助金（企業負担分）を差し引いた額の1／2 ※県補助金 上限12万円／年（補助対象従業員1人につき）

2 補助金の考え方（例：従業員の年間返済額18万円、企業の年間支援額12万円の場合）

①支援制度なし	従業員の年間返済額 18万円		
②企業の奨学金支援制度導入	企業の支援額 12万円	従業員の実質返済額 6万円	
③県補助金制度導入	企業の実質負担額 6万円	県補助金：企業負担分 6万円	県補助金：従業員負担分 6万円
④県＋市補助金制度導入	企業の実質負担額 3万円	市補助金 企業負担分 上限3万円	県補助金：従業員負担分 6万円

※新たに市の補助金制度を導入することで、企業の奨学金支援の実質負担額を軽減する。

3 事業スケジュール（案）

時 期	内 容	特記事項
～令和7年9月末	・補助金交付に係る事務取扱要領の策定 ・各種様式等の策定	
10月頃	・募集案内、広報を開始 ※広報あかし、市ホームページ等 ・県補助金の対象となっている市内企業に案内	
～12月頃	・市への補助申請	・県補助金の補助申請決定後
令和8年3月頃	・市に実績報告書を提出	・県補助金の実績報告完了後
4月頃	・市から補助金額確定通知、補助金の交付	

4 補助金の対象期間

本市への補助申請が10月以降に開始となりますが、補助金の交付対象期間の始期は本年4月に遡って対象とします。

5 県補助金の実績（令和6年度末時点）

	兵庫県（全体）	うち明石市
制度導入企業数	363社	6社
申請企業数	272社	3社
申請者数	1,255人	21人

※「うち明石市」の「申請者数」21人は市外在住の方を含む。